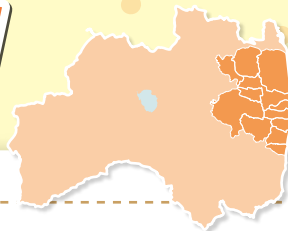


福島県 12市町村 移住支援金 (令和7年度)

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

ふくしま12市町村は、 あなたのチャレンジを 応援します!



支援金額

一定の要件を満たす場合に支援金を給付します。

世帯

200万円

単身

120万円

さらに、次の要件を満たす場合、加算の対象となります。

①医療・介護・福祉有資格者就業加算(新規)

⇒対象者1人あたり120万円が加算されます。

- 医療・介護・福祉等に係る資格を有していること
- 県が別に定める機関等で紹介されている求人に応募し、12市町村内の施設等で就業していること
- 令和7年4月1日以降に12市町村に転入したこと

②子育て加算(継続)

⇒対象者1人あたり100万円が加算されます。

- 18歳未満の者を帯同した世帯での申請であること
- 12市町村に住民票を移す直前に、連続して3年以上、東京圏(条件不利地域を除く)に在住していたこと

交付要件

県が定める全ての要件を満たすかどうかについて審査を行い、支給が適当だと認めた場合に支給します。

主な要件 以下の要件を満たし、避難地域の復興に向けてチャレンジする意欲があり自立して生活できる方

- ①12市町村に住民票を移す直前に、連続して3年以上福島県外に在住していた方。
- ②仕事上の異動や出張ではなく、自らの意思で12市町村に令和3年7月1日以降に転入した方で、その後5年以上継続して居住される方。
- ③就業している方(週20時間以上の無期雇用)、もしくは自ら事業を営む方で、自らの資金で12市町村内に住居を確保している方。

※その他にも要件がございます。県のHPIにてご確認ください。

なお、下記の方は給付の**対象外**となりますのでご了承ください。

- ①住民票を移していなかったものの、直近で1年以上、福島県内で生活の実態がある方。
- ②平成23年3月11日時点で12市町村に住民票の登録があった方。
- ③転入して3か月未満の方、もしくは1年以上経過している方。

支給対象
簡易check



申請期限

◆令和7年度の申請期間は令和8年1月30日(金)までです。
(転入後3か月以上1年以内に申請してください)

※申請～支給までの
流れは裏面



注意

要件に該当しなくなった場合、支援金を返還していただくことがあります。
※支援金が返還となる場合には、併せて進呈したアイリスポイントも返還となる場合があります。

お問い合わせ

福島県12市町村個人支援金コンタクトセンター TEL 0570-057-236

詳細・様式のダウンロード

福島県 避難地域復興課ホームページ

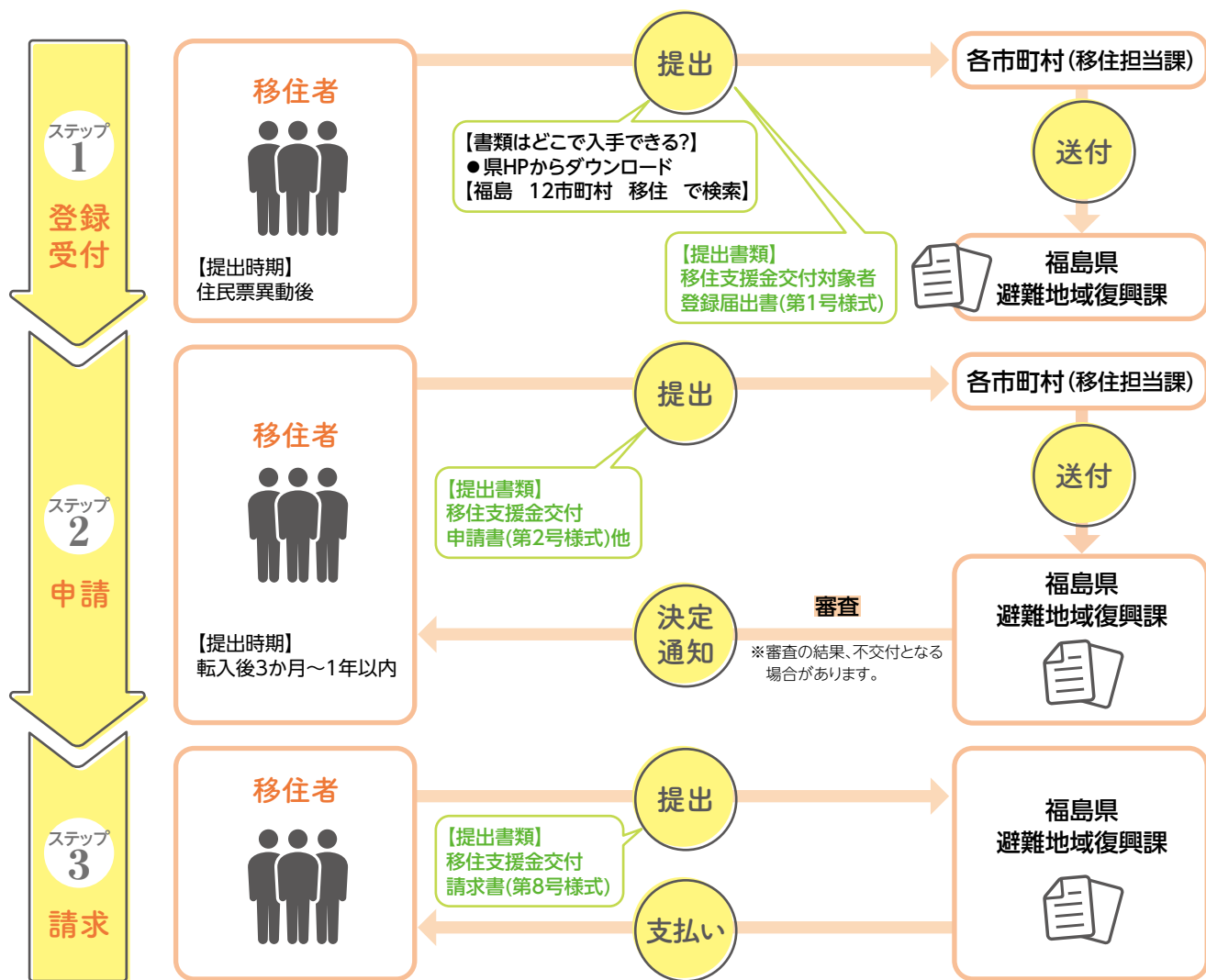
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-ijushienkin.html>

申請書等の提出先

各市町村移住担当課(各市町村にお問い合わせください)



福島県12市町村移住支援金の手続き



よくある質問

Q 令和3年7月以降に12市町村に住民票を移したら支援金はもらえるの?

A 令和3年7月以前に、12市町村内に居住の実態があった場合、支援金はもらえません。

Q 住民票を移さないまま12市町村で生活している場合、支援金はもらえるの?

A 生活が始まって1年以上経過している場合、支援金はもらえません。

Q 東京圏から子どもと一緒に移住すれば必ず子育て加算を受け取れるの?

A 条件不利地域を除く東京圏で連続して3年以上生活して12市町村に転入した世帯が対象です。

企業との連携

「アイリスプラザ」50,000ポイント進呈

福島県とアイリスオーヤマ株式会社が12市町村の移住促進に係る協定を締結した一環として、アイリスオーヤマ株式会社は、福島県12市町村移住支援金の交付決定者を対象にアイリスオーヤマ公式通販サイト「アイリスプラザ」50,000ポイントを進呈する移住支援を実施しています!

「フラット35」地域連携型

福島県と住宅金融支援機構が連携し、福島県12市町村移住支援金による支援と併せて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる支援制度を実施しています!

お問い合わせ

福島県12市町村個人支援金コンタクトセンター TEL 0570-057-236

詳細・様式のダウンロード

福島県 避難地域復興課ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-ijushienkin.html>

申請書等の提出先

各市町村移住担当課(各市町村にお問い合わせください)

